

徳島県公安委員会規則第二号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九号」の下に「。以下「組織条例」という。」を加える。
第二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「及び監査室」を「、監査室及び施設管理室」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「警務部に」の下に「、前項に掲げるもののほか」を加え、「九課」を「六課」に改め、「総務課」、「拠点整備課」及び「情報管理課」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

警務部に、企画・サイバー警察局（以下「局」という。）を置き、局は、組織条例第三条第一号から第七号まで、第二十三号から第二十五号までに掲げる事務をつかさどる。
2 局に、次の三課を置く。

総務企画課

情報管理課

サイバー戦略推進課

第三条（見出しを含む。）中「総務課」を「総務企画課」に改め、同条第十号中「第六条の二第三号」を「第三条の二第三号」に改める。

第三条の二を第三条の四とし、第三条の次に次の二条を加える。

（情報管理課）

第三条の二 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電子計算組織の管理及び運用に関すること。
- 二 電子計算組織に係る情報の管理及び照会業務に関すること。
- 三 ITの調査及び研究に関すること。
- 四 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

（サイバー戦略推進課）

第三条の三 サイバー戦略推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 サイバー事案に係る警察の運営に関する企画及び調整に関すること。
- 二 サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 サイバー事案の防止対策に関すること。
- 四 犯罪捜査における電磁的記録の解析その他技術的な支援に関すること。

第四条第一項第二号中「物品」を「財産及び物品」に改め、同項に次の二号を加える。

七 庁舎の営繕に関すること。

八 拠点整備に係る総合調整に関すること。

第四条第二項中「第二号」の次に「（物品の管理及び処分に関するものに限る。）」を

加え、同条に次の一項を加える。

4 施設管理室は、第一項に掲げる事務のうち第二号（財産の管理及び処分に関するものに限る。）、「第七号及び第八号の事務をつかさどる。」

第四条の二を削る。

第六条の二を削る。

第八条中「五課」を「四課」に改め、「生活環境課」を削る。

第九条第九号を第十七号とし、同条第八号の次に次の八号を加える。

九 生活経済関係事犯の取締りに関すること。

十 生活環境事犯の取締りに関すること。

十一 銃砲刀剣類等の取締りに関すること（第十四条第八号に規定するものを除く。）

十二 火薬類、高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。

十三 核原料物質、放射性同位元素、特定物質、届出対象病原体等の取締りに関すること。

十四 売春関係事犯及び風俗関係事犯の取締りに関すること。

十五 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

十六 第九号から第十五号までに掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない特別法令

違反の取締りに関すること。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十四条第三号中「対策」を「の取締り」に改め、同条第五号中「捜査」を「取締り」に改め、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号中「捜査」を「対策」に改め、同号を同条第十号とする。

第二十八条第一項の表警務部の部理事官の項を次のように改める。

第二十八条第三項本文中「監査室」の下に「、施設管理室」を加え、同項の表監査室の

部監査室長の項の次に次のように加える。

第二十八条第三項の表監査室の部の次に次のように加える。

局長	上司の命を受けて局の事務を掌理する。	警	視
----	--------------------	---	---

第二十八条第三項本文中「監査室」の下に「、施設管理室」を加え、同項の表監査室の部監査室長の項の次に次のように加える。

指導官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警	部
-----	---------------------------------	---	---

第二十八条第三項の表監査室の部の次に次のように加える。

指導官	施設管理室長	上司の命を受けてその所掌に属する事務を掌理する。	警察官以外の警察職員
	指導官		
		警	部

施設管理室			験を必要とする事務を処理する。	
室長補佐	専門官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	験を必要とする事務を処理する。	警察官以外の警察職員
		上司の命を受けて担当する事務を処理する。		警部又は警察官以外の警察職員

第二十八条第四項の表総務課の部中「総務課」を「総務企画課」に、「企画調整官」を「企画官」に改め、同部の次に次のように加える。

情報管理課	情報管理官	電子計算組織の管理及び運用並びに情報セキュリティ対策の総合調整に関すること。	警	視
	情報管理幹官	電子計算組織の管理及び運用並びに情報セキュリティ対策の総合調整に関すること。	警察官以外の警察職員	
サイバー戦略推進課	サイバー戦略推進管理官	サイバー事案に係る警察運営の企画及び指導に関すること。	警	視
	サイバー戦略推進調査官	サイバー事案に係る警察運営の企画及び指導に関すること。	警	部

第二十八条第四項の表拠点整備課の部を削り、同表警務課の部警務管理官の項の次に次のように加える。

特任調査研究官	警察行政の企画・立案を支援するための調査、研究等に関すること。	警	視
---------	---------------------------------	---	---

第二十八条第四項の表留置管理課の部留置管理調査官の項の前に次のように加える。

留置管理官	留置管理の企画及び指導の統括に関すること。	警	視
-------	-----------------------	---	---

第二十八条第四項の表情報管理課の部を削り、同表生活安全企画課の部に次のように加える。

生活安全特別捜査管理官	生活経済関係事犯、生活環境事犯等の生活安全関係事犯の捜査及び指導に関すること。	警	視
-------------	---	---	---

第二十八条第四項の表生活環境課の部を削り、同表捜査第二課の部特殊詐欺対策官の項を次のように改める。

総括情報官	組織犯罪対策の企画指導及び分析に関すること。	警	視
-------	------------------------	---	---

第二十八条第四項の表捜査第二課の部組織犯罪対策官の項中「組織犯罪情報」を「組織犯罪の取締り」に改める。

第三十一条の表課長代理の項中「警部」を「警部又は警部補」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。